○外務省告示第二百二十三号

アルゼンチン共和国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の加入書を平成三十年六月五日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年十月一日にアルゼンチン共和国について効力を生ずる。

（平成三十年六月八日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成三十年六月二十八日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第千四百五十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　**齋藤**　健

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26853号

2　品種登録の年月日　平成30年6月19日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Malus Mill.

4　登録品種の名称　べにこはく

5　育成者権の存続期間　30年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

福島県

福島県福島市杉妻町2番16号

7　出願公表の年月日　平成28年4月27日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡階上町大字田代字下上二八の二三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町新開四七四八の一、四七四八のイ、四七四八の口、四七九七から四八一五まで、四八一六の一から四八一六の四まで、四八一七から四八二九まで、四八三〇のイ、四八三〇の口、四八三一、四八三四の一から四八三四の五まで、四八三五の六、四八三五の七、四八三七の一から四八三七の九まで、四八三八の一から四八三八の六まで、四八三九、四八四〇、四八四一の一、四八四一の二、四八四二の一から四八四二の七八まで、四八四三の一から四八四三の四まで、四八四四の一、四八四四の二、四八四五、四八四六のイ、四八四六の口、四八四六の八、四八四七から四八五一まで、四八五二のイ、四八五二の口、四八五三、四八九五、四八九六の一、四八九六のロ、四八九七の一、四八九七のイ、四八九七のハ、四八九七のニ、四九〇四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩四三一九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　長野県松本市反町字セドノ窪一三六、字前セド一三七、一三八の一、一三八の二、一三九の一から一三九の四まで、一四〇、字長畑ケ一四一の一、一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四三から一四六まで、字扇平一四七から一五〇まで、字ヤセヲ一五一、一五二、字ハナカケ一五三の一、一五三のイ、一五四の一、一五四のイ、一五四の八、字南留山一五六のイの一から一五六のイの三まで、一五六の口、字カナクソ一八九、一九一、字長ノ尾一〇四八の三六、一〇四八の三七、一〇四八の一七一から一〇四八の一七四まで、一〇四八の一七七から一〇四八の一九二まで、一〇四八の一九四から一〇四八の二〇一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　長野県松本市反町一〇八六、字又ノ尾一〇四七の一、字長ノ尾一〇四八の一、字狢皮一〇四九のイの一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（平成二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡階上町大字田代字下上二八の二三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町新開四七四八の一、四七四八のイ、四七四八の口、四七九七から四八一五まで、四八一六の一から四八一六の四まで、四八一七から四八二九まで、四八三〇のイ、四八三〇の口、四八三一、四八三四の一から四八三四の五まで、四八三五の六、四八三五の七、四八三七の一から四八三七の九まで、四八三八の一から四八三八の六まで、四八三九、四八四〇、四八四一の一、四八四一の二、四八四二の一から四八四二の七八まで、四八四三の一から四八四三の四まで、四八四四の一、四八四四の二、四八四五、四八四六のイ、四八四六の口、四八四六の八、四八四七から四八五一まで、四八五二のイ、四八五二の口、四八五三、四八九五、四八九六の一、四八九六のロ、四八九七の一、四八九七のイ、四八九七のハ、四八九七のニ、四九〇四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。